

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月12日提出
【計算期間】	第33期(自 2025年11月13日至 2026年5月12日)
【ファンド名】	イーストスプリング・インドネシア株式オープン
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 輝幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	岡本 みのり
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
- 当ファンドは、主としてインドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
- 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類

上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
- (4) その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 インドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

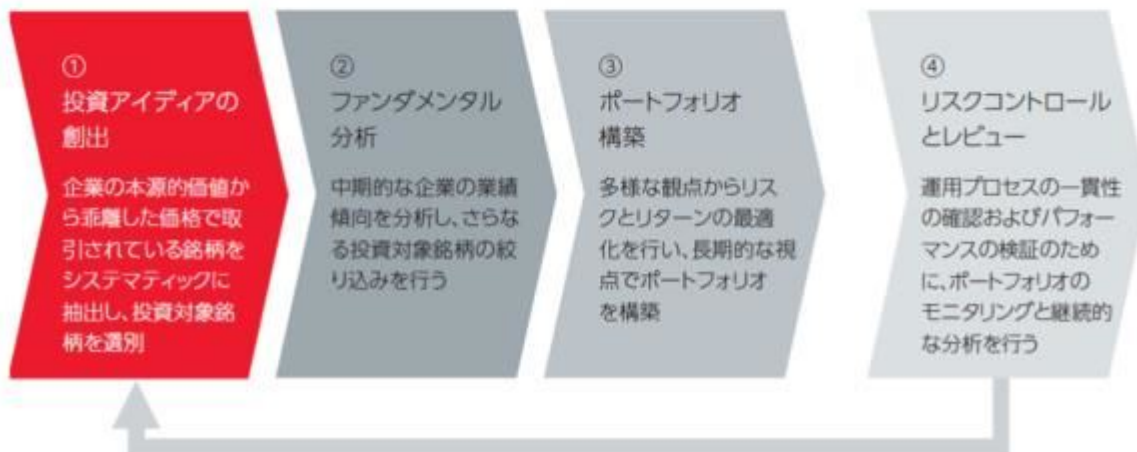
- ▶ ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンドクラス」(以下「インドネシア・エクイティ」ということがあります。)(米ドル建て)への投資を通じて、主としてインドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

「インドネシア・エクイティ」の特徴

1. インドネシアの企業*の株式または株式関連証券を主要投資対象とします。
*インドネシアで設立または上場している企業、インドネシアにおいて主に事業展開を行っている企業
2. 原則として、為替ヘッジは行いません。
3. イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが運用を行います。
4. 企業の本質的な価値を重視したバリュー投資を基本とし、ボトムアップ・アプローチに基づく銘柄選択により、中長期的な超過収益の獲得を目指した運用を行います。

<運用プロセス>

個別企業の調査および分析に基づき、銘柄選択を重視した運用を行います。

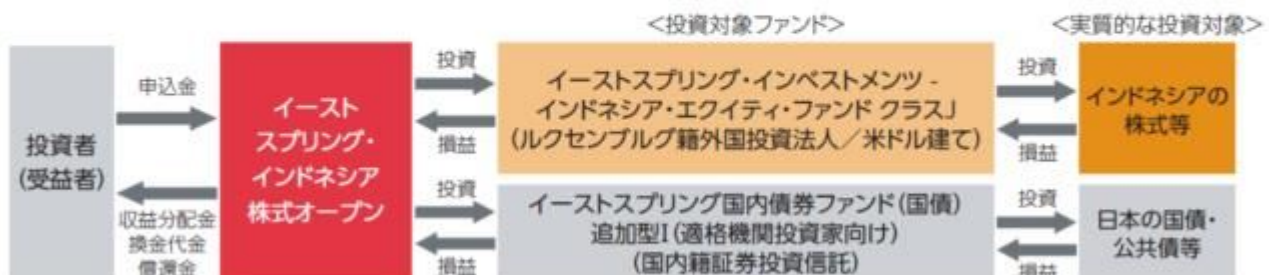


※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンドクラス」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドネシアの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- ▶ 「インドネシア・エクイティ」の運用は、アジアにおける株式運用で実績のあるイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

充実したアジアのネットワーク



(2026年5月末現在)

- ◆ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける15の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- ◆ イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行います。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

収益分配方針

- 原則として毎年5月12日および11月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- ④ 信託金限度額
 - ・ 1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

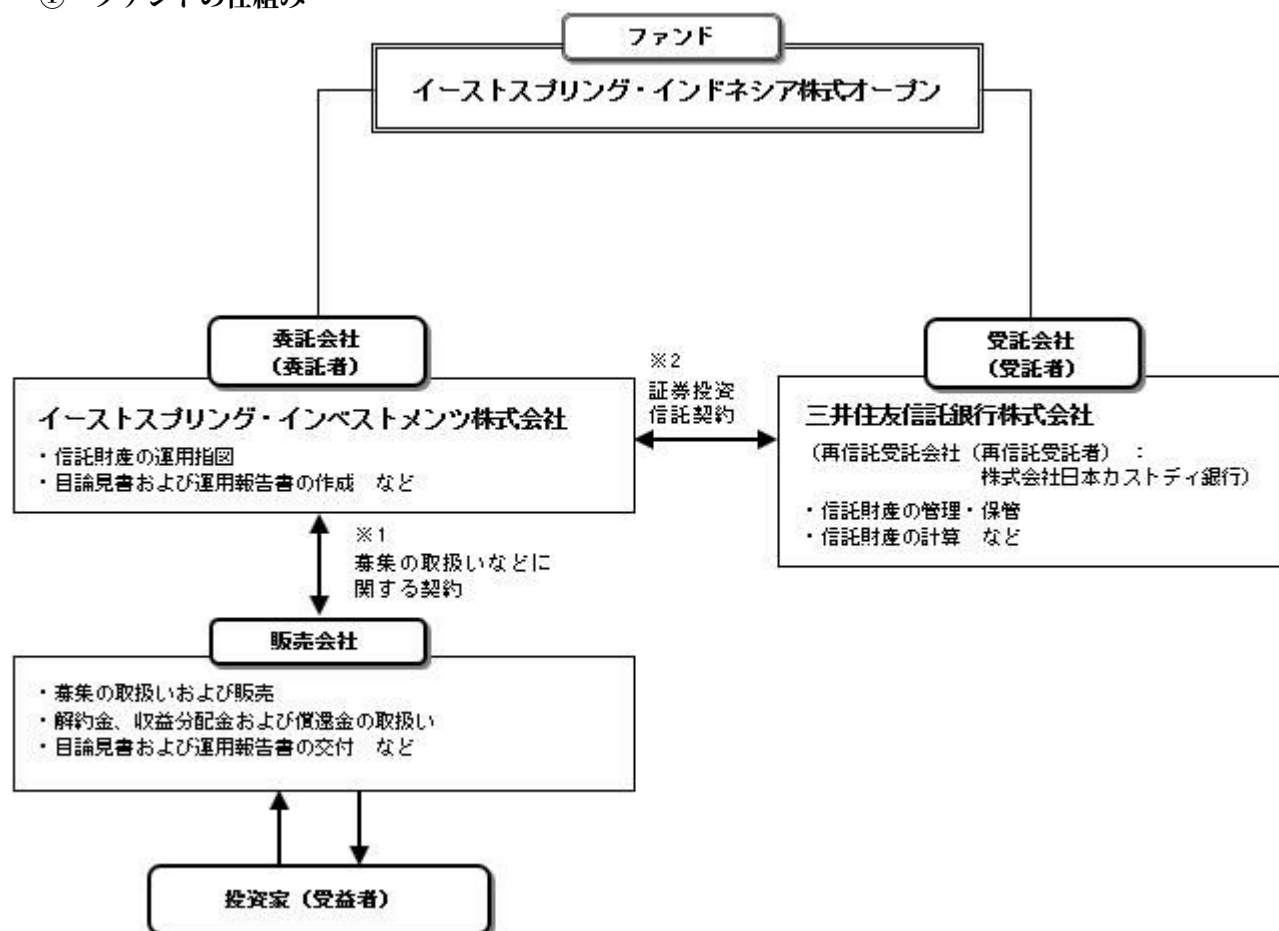
(2) 【ファンドの沿革】

2009年11月30日
・ ファンドの信託契約締結、運用開始
2012年 2月14日

- ・ファンド名称変更
新名称：イーストスプリング・インドネシア株式オープン
旧名称：PCAインドネシア株式オープン

(3) 【ファンドの仕組み】

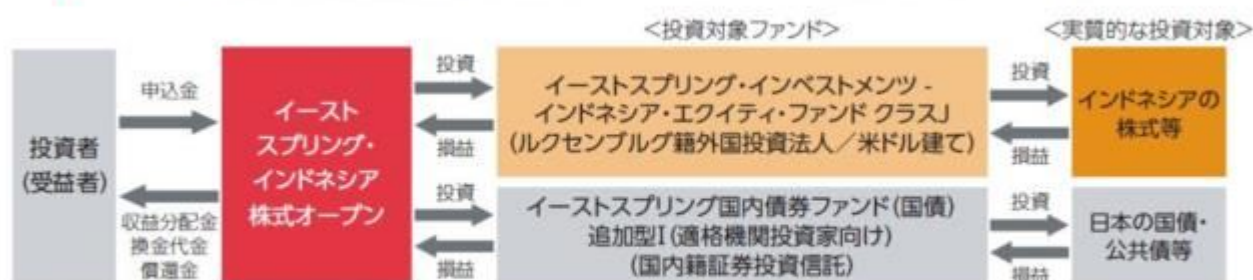
① ファンドの仕組み



- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・エクイティ・ファンドクラス」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドネシアの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

② 委託会社の概況（2026年5月末現在）

- 1) 資本金
649.5百万円
- 2) 沿革
1999年12月 「ピーピーエム投信投資顧問株式会社」設立
2000年 1 月 投資顧問業の登録
2000年 5 月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得

2000年 5 月	証券投資信託委託業の認可を取得
2002年 1 月	ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2007年 9 月	金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
2010年12月	P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
2012年 2 月	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール共和国018936、 ストレイツ・ビュー 7	23,060株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。
 1. ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド」のクラスJ投資証券（米ドル建て）
 2. 国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、信託財産の規模、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資信託証券の選定方針>

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

(2)【投資対象】

投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド」のクラスJ投資証券（米ドル建て）および国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
- ③ 投資対象とする金融商品
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

以下の記載事項は、2026年5月末現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
主な投資対象	インドネシアの企業の株式または株式関連証券	
ベンチマーク	IDX80 Index (IDX80指数)※ ¹	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	管理会社	イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.
申込手数料	ありません。	
運用報酬	年率0.225%	
管理費用等	年率0.15%程度	
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等がかかります。	
決算日	毎年12月31日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofA 国債インデックス(1-10年債)※ ²	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.22%(税抜0.2%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
決算日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)	

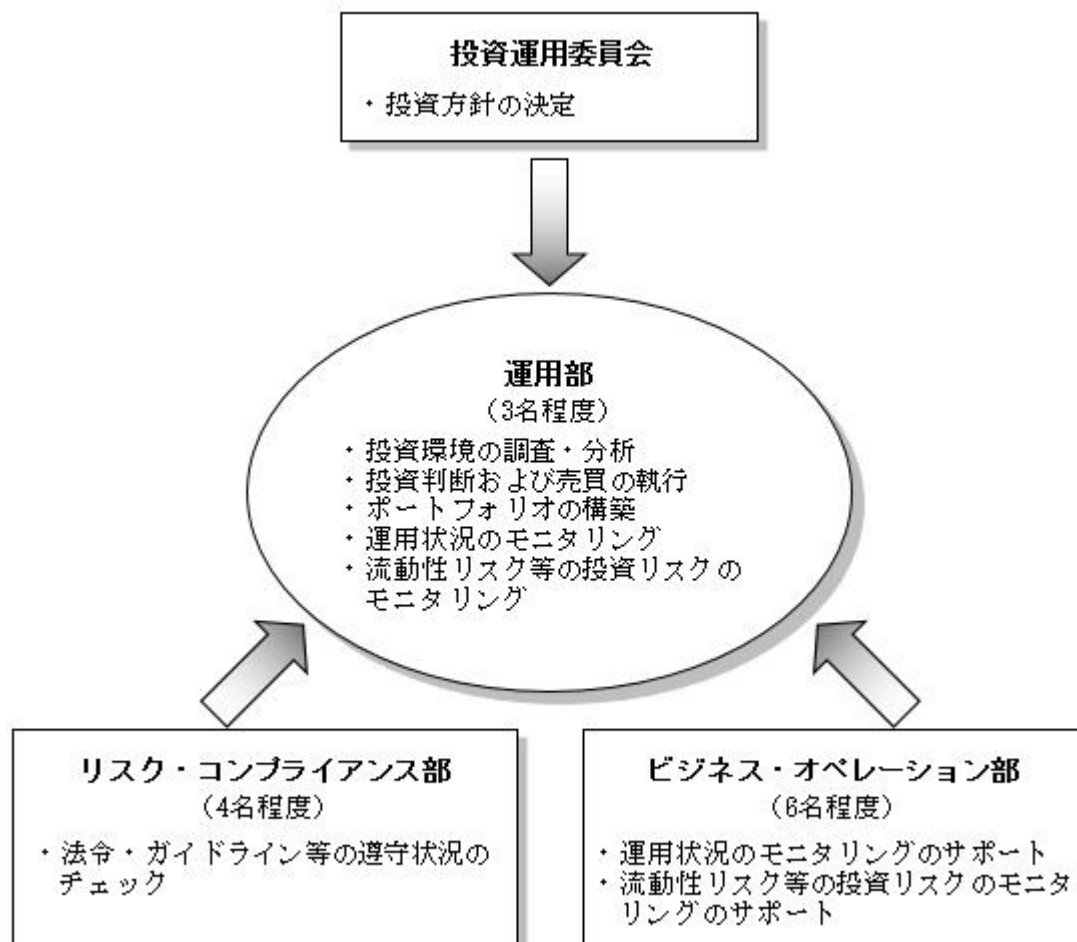
※1 IDX80指数は、インドネシア証券取引所 (IDX) が算出している指数で、IDXの財産です。

※2 ICEの指数データは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社(以下「ICE Data」)及び／またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜委託会社の運用体制および内部管理体制＞



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

＜運用体制に関する社内規則＞

委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規程に則り運用を行います。

＜委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

※上記体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券以外への投資は約款第17条の範囲内で行います。

- 2) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 株式への直接投資は行いません。
- 5) 投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
- 6) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

- ① 株価変動リスク
株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
- ② 為替変動リスク
為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。
- ③ 信用リスク
有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。
- ④ 流動性リスク
実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売却する際に、希望する時期や価格で売却できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。
- ⑤ カントリーリスク
一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

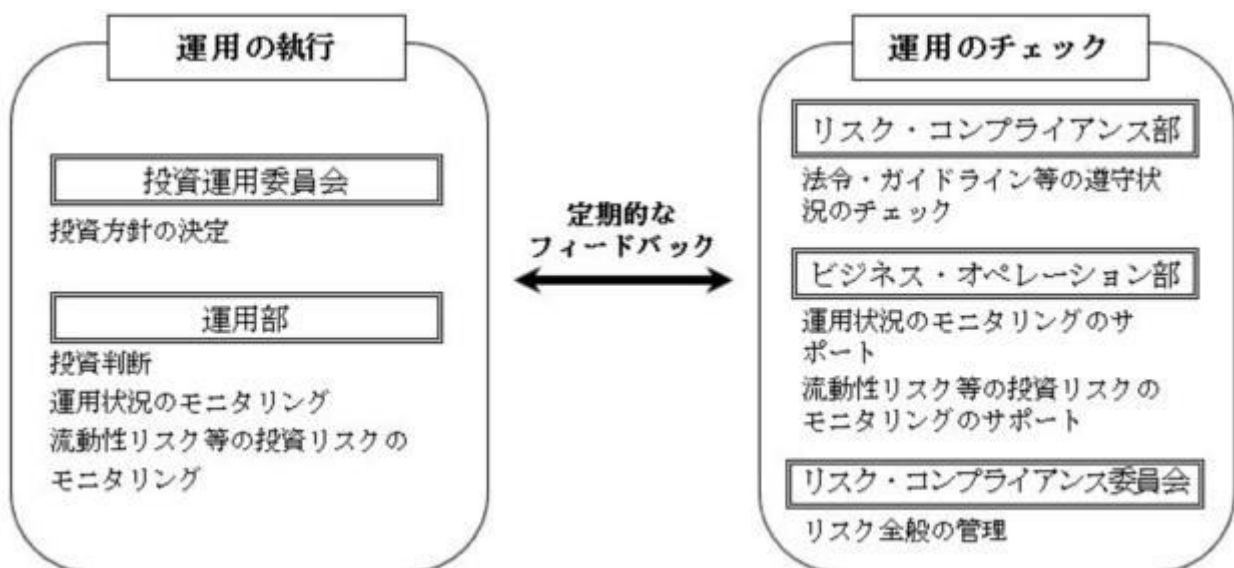
＜その他の留意点＞

- ① 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ② 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- ④ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
- ⑤ 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
- ⑥ 税制が変更されたときには、基準価額に影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
- ⑦ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑧ 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
- ⑨ 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（２）リスク管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

＜委託会社における投資リスク管理体制＞



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。リスク・コンプライアンス委員会は、その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。
- ・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。

- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

※上記体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2021年6月末～2026年5月末

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年6月末～2026年5月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年6月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る商標又は登録商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ※申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.463%（税抜1.33%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	年率0.605%（税抜0.55%）
販売会社	年率0.825%（税抜0.75%）
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬は、年率1.838%程度（税込）です。ただし、当該信託報酬は概算であり、投資信託証券の組入状況等により変動します。

＜投資対象ファンドの信託報酬等＞

- ・「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」

運用報酬	管理費用等	合計
年率0.225%	年率0.15%程度	年率0.375%程度

上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

- ・「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型 I（適格機関投資家向け）」

信託報酬
年率0.22%（税抜0.2%）

上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。
- ③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が

毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。

- ④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤ 外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑥ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

その他の手数料等の役務の内容	
監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（４）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

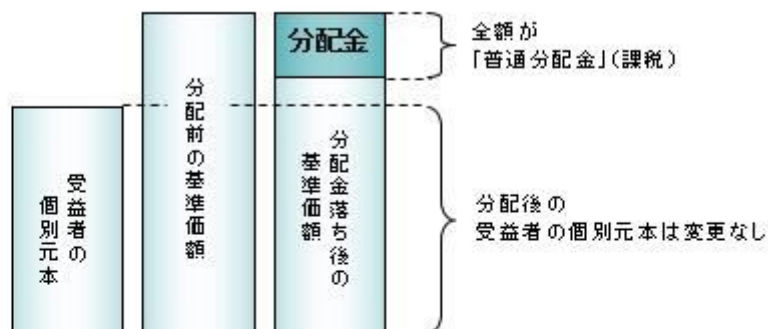
２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

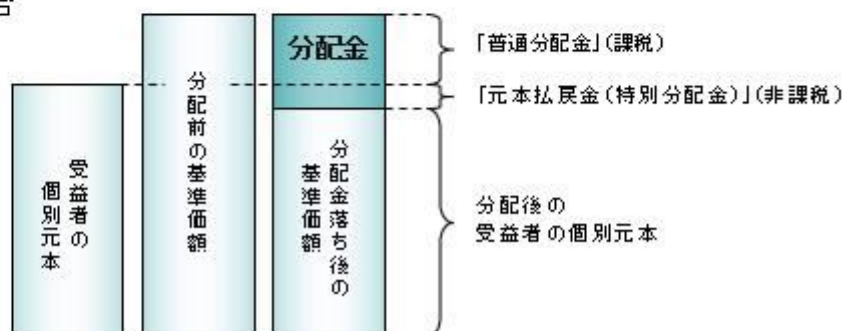
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

《参考情報》ファンドの総経費率

対象期間：2025年11月13日～2026年5月12日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.84%	1.45%	0.39%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【イーストスプリング・インドネシア株式オープン】

以下の運用状況は2026年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	16,050,786	0.28
投資証券	ルクセンブルグ	5,596,577,412	95.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	219,668,726	3.77

合計(純資産総額)	5,832,296,924	100.00
-----------	---------------	--------

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ	2,738,668.992	2,243.37	6,143,859,970	2,043.53	5,596,577,412	95.96
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	15,851,063	1.0148	16,085,658	1.0126	16,050,786	0.28

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.28
投資証券	95.96
合計	96.23

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14計算期間末	（2016年11月14日）	14,716	14,716	0.8609	0.8609
第15計算期間末	（2017年 5月12日）	15,272	15,272	0.9838	0.9838
第16計算期間末	（2017年11月13日）	15,040	15,040	1.0176	1.0176
第17計算期間末	（2018年 5月14日）	11,396	11,396	0.9077	0.9077
第18計算期間末	（2018年11月12日）	10,955	10,955	0.8816	0.8816
第19計算期間末	（2019年 5月13日）	9,966	9,966	0.8893	0.8893
第20計算期間末	（2019年11月12日）	9,455	9,455	0.9087	0.9087
第21計算期間末	（2020年 5月12日）	5,778	5,778	0.5964	0.5964
第22計算期間末	（2020年11月12日）	7,252	7,252	0.7539	0.7539
第23計算期間末	（2021年 5月12日）	6,997	6,997	0.7615	0.7615
第24計算期間末	（2021年11月12日）	7,444	7,444	0.8624	0.8624
第25計算期間末	（2022年 5月12日）	8,423	8,423	1.0189	1.0189
第26計算期間末	（2022年11月14日）	8,050	8,277	1.0625	1.0925
第27計算期間末	（2023年 5月12日）	9,290	9,290	1.0444	1.0444
第28計算期間末	（2023年11月13日）	9,932	9,932	1.0586	1.0586
第29計算期間末	（2024年 5月13日）	9,652	9,652	1.0402	1.0402

第30計算期間末	(2024年11月12日)	8,775	8,775	1.0097	1.0097
第31計算期間末	(2025年 5月12日)	7,299	7,299	0.8382	0.8382
第32計算期間末	(2025年11月12日)	7,885	7,885	0.9674	0.9674
第33計算期間末	(2026年 5月12日)	6,228	6,228	0.8375	0.8375
	2025年 5月末日	7,723	—	0.8911	—
	6月末日	7,440	—	0.8640	—
	7月末日	7,863	—	0.9179	—
	8月末日	7,691	—	0.9090	—
	9月末日	7,448	—	0.8877	—
	10月末日	7,870	—	0.9614	—
	11月末日	7,640	—	0.9786	—
	12月末日	7,476	—	0.9675	—
	2026年 1月末日	7,153	—	0.9381	—
	2月末日	7,481	—	0.9950	—
	3月末日	6,554	—	0.8822	—
	4月末日	6,496	—	0.8738	—
	5月末日	5,832	—	0.7738	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第14期	2016年 5月13日～2016年11月14日	0.0000
第15期	2016年11月15日～2017年 5月12日	0.0000
第16期	2017年 5月13日～2017年11月13日	0.0000
第17期	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0000
第18期	2018年 5月15日～2018年11月12日	0.0000
第19期	2018年11月13日～2019年 5月13日	0.0000
第20期	2019年 5月14日～2019年11月12日	0.0000
第21期	2019年11月13日～2020年 5月12日	0.0000
第22期	2020年 5月13日～2020年11月12日	0.0000
第23期	2020年11月13日～2021年 5月12日	0.0000
第24期	2021年 5月13日～2021年11月12日	0.0000
第25期	2021年11月13日～2022年 5月12日	0.0000
第26期	2022年 5月13日～2022年11月14日	0.0300
第27期	2022年11月15日～2023年 5月12日	0.0000
第28期	2023年 5月13日～2023年11月13日	0.0000
第29期	2023年11月14日～2024年 5月13日	0.0000
第30期	2024年 5月14日～2024年11月12日	0.0000
第31期	2024年11月13日～2025年 5月12日	0.0000
第32期	2025年 5月13日～2025年11月12日	0.0000
第33期	2025年11月13日～2026年 5月12日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
---	----	--------

第14期	2016年 5月13日～2016年11月14日	5.1
第15期	2016年11月15日～2017年 5月12日	14.3
第16期	2017年 5月13日～2017年11月13日	3.4
第17期	2017年11月14日～2018年 5月14日	△10.8
第18期	2018年 5月15日～2018年11月12日	△2.9
第19期	2018年11月13日～2019年 5月13日	0.9
第20期	2019年 5月14日～2019年11月12日	2.2
第21期	2019年11月13日～2020年 5月12日	△34.4
第22期	2020年 5月13日～2020年11月12日	26.4
第23期	2020年11月13日～2021年 5月12日	1.0
第24期	2021年 5月13日～2021年11月12日	13.3
第25期	2021年11月13日～2022年 5月12日	18.1
第26期	2022年 5月13日～2022年11月14日	7.2
第27期	2022年11月15日～2023年 5月12日	△1.7
第28期	2023年 5月13日～2023年11月13日	1.4
第29期	2023年11月14日～2024年 5月13日	△1.7
第30期	2024年 5月14日～2024年11月12日	△2.9
第31期	2024年11月13日～2025年 5月12日	△17.0
第32期	2025年 5月13日～2025年11月12日	15.4
第33期	2025年11月13日～2026年 5月12日	△13.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期	2016年 5月13日～2016年11月14日	1,610,322,531	2,157,692,525
第15期	2016年11月15日～2017年 5月12日	1,942,875,897	3,512,829,142
第16期	2017年 5月13日～2017年11月13日	2,198,656,695	2,943,632,832
第17期	2017年11月14日～2018年 5月14日	994,885,940	3,218,930,825
第18期	2018年 5月15日～2018年11月12日	1,187,474,246	1,316,155,602
第19期	2018年11月13日～2019年 5月13日	856,229,416	2,076,105,017
第20期	2019年 5月14日～2019年11月12日	485,093,632	1,287,486,954
第21期	2019年11月13日～2020年 5月12日	603,438,627	1,319,329,350
第22期	2020年 5月13日～2020年11月12日	779,140,852	847,202,878
第23期	2020年11月13日～2021年 5月12日	627,732,255	1,059,579,857
第24期	2021年 5月13日～2021年11月12日	636,652,446	1,192,555,605
第25期	2021年11月13日～2022年 5月12日	799,045,348	1,165,377,484
第26期	2022年 5月13日～2022年11月14日	1,857,810,843	2,547,542,520
第27期	2022年11月15日～2023年 5月12日	2,010,559,099	692,007,489
第28期	2023年 5月13日～2023年11月13日	1,732,273,180	1,245,834,765
第29期	2023年11月14日～2024年 5月13日	1,422,130,193	1,524,109,403
第30期	2024年 5月14日～2024年11月12日	852,630,368	1,441,067,131
第31期	2024年11月13日～2025年 5月12日	929,335,928	911,985,107

第32期	2025年 5月13日～2025年11月12日	439,434,945	996,993,688
第33期	2025年11月13日～2026年 5月12日	453,103,025	1,168,095,632

《参考情報》

運用実績

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

2026年5月29日現在

基準価額	7,738円
純資産総額	58.3億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2026年 5月	0円
2025年11月	0円
2025年 5月	0円
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
設定以来累計	8,300円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・エクイティ・ファンドクラス	96.0
イーストスプリング国内債券ファンド(国債) 追加型I (適格機関投資家向け)	0.3
現金・その他	3.8

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・エクイティ・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
現物株式	98.1
デリバティブ等	0.0
現金・その他	1.9

組入上位10業種

業種	比率(%)
1 銀行	27.8
2 素材	21.9
3 食品・飲料・タバコ	12.8
4 電気通信サービス	10.3
5 エネルギー	7.6
6 資本財	4.0
7 一般消費財・サービス流通・小売	3.7
8 公益事業	2.1
9 耐久消費財・アパレル	1.6
10 医薬品・バイオテクノロジー・サイエンス	1.6

組入上位10銘柄

銘柄	業種	比率(%)
1 バンク・セントラル・アジア	銀行	9.5
2 バンク・ラヤット・インドネシア	銀行	8.2
3 バンク・マンディリ	銀行	7.4
4 テルコム・インドネシア	電気通信サービス	6.4
5 アストラ・インターナショナル	資本財	4.0
6 アネカ・タンバン	素材	3.9
7 マヨラ・インダ	食品・飲料・タバコ	2.9
8 インダ・キアット・パルプ・アンド・ペーパー	素材	2.6
9 インドフードCBPサクセス・マクムール	食品・飲料・タバコ	2.5
10 ティマ	素材	2.4

※比率は、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・エクイティ・ファンド」の純資産総額を100%として計算しています。

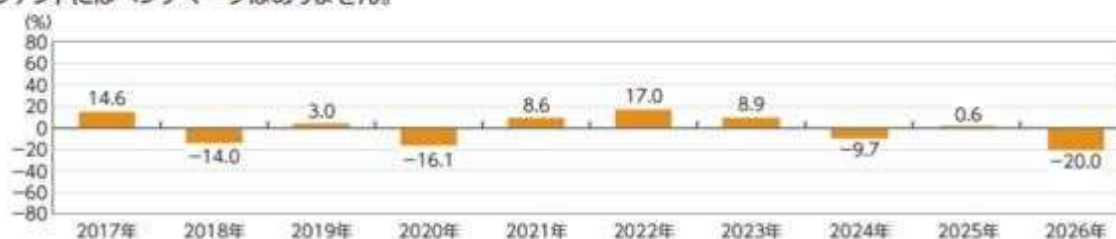
※「資産別組入状況」の現金・その他には未収・未払金が含まれます。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じています（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICSに關しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにありま。

※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2026年は、5月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・インドネシアの金融商品取引所の休場日
 - ・インドネシアの銀行休業日
 - ・ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
 - ・ルクセンブルグの銀行休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すること、またはその両方を行うことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・インドネシアの金融商品取引所の休場日
 - ・インドネシアの銀行休業日
 - ・ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日
 - ・ルクセンブルグの銀行休業日
- (4) 解約制限
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金に制限を設ける場合があります。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。
 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、すでに受付けた解約請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
- ・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取扱います。

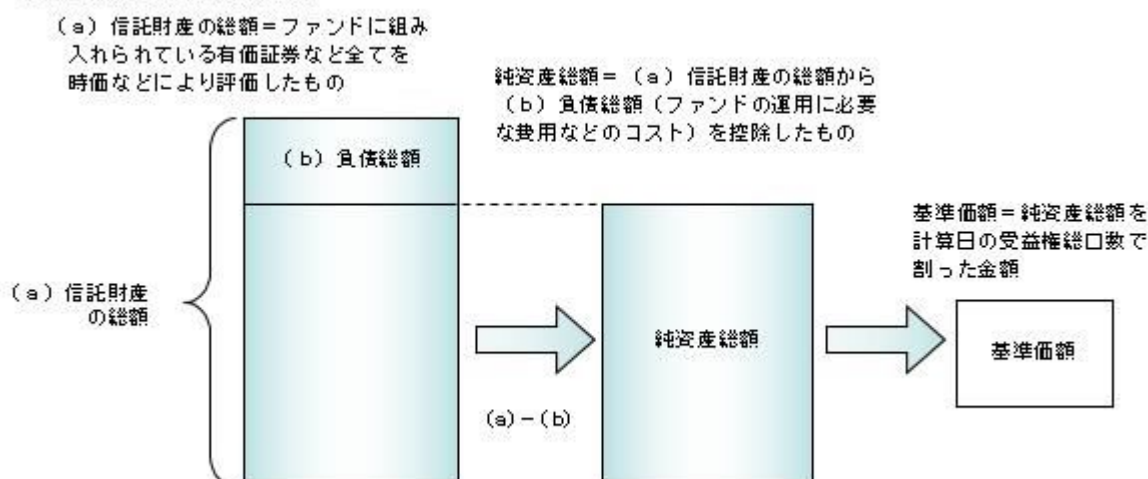
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2009年11月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年5月13日から11月12日までおよび11月13日から翌年5月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合には、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

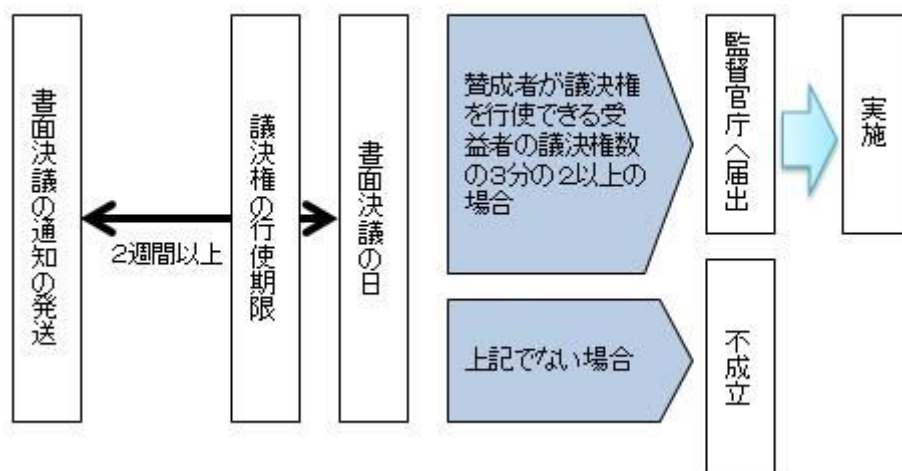
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



- ⑤ 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
 - ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
 - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
- ⑦ ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>
関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間（2025年11月13日から2026年5月12日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【イーストスプリング・インドネシア株式オープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第32期 (2025年11月12日現在)	第33期 (2026年 5月12日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	705,346	-
コール・ローン	304,223,520	301,823,843
投資信託受益証券	16,361,467	16,085,658
投資証券	7,602,541,956	5,973,472,189
派生商品評価勘定	34,710	-
未収入金	46,284,000	-
未収利息	2,917	4,961
流動資産合計	7,970,153,916	6,291,386,651
資産合計	7,970,153,916	6,291,386,651
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,671,402	10,003,871
未払受託者報酬	1,271,887	1,175,809
未払委託者報酬	55,114,941	50,951,433
その他未払費用	1,167,848	1,182,473
流動負債合計	84,226,078	63,313,586
負債合計	84,226,078	63,313,586
純資産の部		
元本等		
元本	8,151,308,897	7,436,316,290
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△265,381,059	△1,208,243,225
（分配準備積立金）	366,642,963	317,446,022
元本等合計	7,885,927,838	6,228,073,065
純資産合計	7,885,927,838	6,228,073,065
負債純資産合計	7,970,153,916	6,291,386,651

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期 自 2025年 5月13日 至 2025年11月12日	第33期 自 2025年11月13日 至 2026年 5月12日
営業収益		
受取利息	461,654	746,860
有価証券売買等損益	760,998,287	△1,059,942,452
為替差損益	383,138,384	147,854,366
営業収益合計	1,144,598,325	△911,341,226
営業費用		
受託者報酬	1,271,887	1,175,809
委託者報酬	55,114,941	50,951,433
その他費用	1,173,788	1,182,473
営業費用合計	57,560,616	53,309,715
営業利益又は営業損失（△）	1,087,037,709	△964,650,941
経常利益又は経常損失（△）	1,087,037,709	△964,650,941
当期純利益又は当期純損失（△）	1,087,037,709	△964,650,941
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	58,499,551	△6,548,464
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,408,918,241	△265,381,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	160,907,932	40,377,930
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	160,907,932	40,377,930
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,908,908	25,137,619
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,908,908	25,137,619
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△265,381,059	△1,208,243,225

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第33期 自 2025年11月13日 至 2026年 5月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第32期 自 2025年 5月13日 至 2025年11月12日	第33期 自 2025年11月13日 至 2026年 5月12日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第32期 (2025年11月12日現在)	第33期 (2026年 5月12日現在)
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	8,708,867,640円 439,434,945円 996,993,688円	8,151,308,897円 453,103,025円 1,168,095,632円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,151,308,897口	7,436,316,290口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	265,381,059円	1,208,243,225円
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9674円 (9,674円)	0.8375円 (8,375円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第32期 自 2025年 5月13日 至 2025年11月12日	第33期 自 2025年11月13日 至 2026年 5月12日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 420,001円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円
C 収益調整金額 1,127,934,623円	C 収益調整金額 1,048,447,761円
D 分配準備積立金額 366,222,962円	D 分配準備積立金額 317,446,022円
E 当ファンドの分配対象収益額 1,494,577,586円	E 当ファンドの分配対象収益額 1,365,893,783円
F 当ファンドの期末残存口数 8,151,308,897口	F 当ファンドの期末残存口数 7,436,316,290口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,833円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,836円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第32期 自 2025年 5月13日 至 2025年11月12日	第33期 自 2025年11月13日 至 2026年 5月12日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	2. 金融商品の内容及びそのリスク

当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第32期 (2025年11月12日現在)	第33期 (2026年 5月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 ①投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第32期 (2025年11月12日現在)	第33期 (2026年 5月12日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△145,830	△275,809
投資証券	723,264,887	△1,034,440,890
合計	723,119,057	△1,034,716,699

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第32期（2025年11月12日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	46,314,000	—	46,279,290	34,710
	米ドル	46,314,000	—	46,279,290	34,710
合計		46,314,000	—	46,279,290	34,710

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

第33期（2026年 5月12日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2026年 5月12日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	15,851,063	16,085,658	
日本円合 計			15,851,063	16,085,658	
米ドル	投資証券	イーストスプリング・インベストメンツ－インドネシア・エクイティ・ファンドクラスJ	2,693,121.487	37,946,081.75	
米ドル合 計			2,693,121.487	37,946,081.75 (5,973,472,189)	
合 計				5,989,557,847 (5,973,472,189)	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注) 1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンドの状況

同投資証券はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、2025年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「純資産計算書」「包括利益計算書」「償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書」及び「投資有価証券明細表」は、委託会社が入手した2025年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。なお、当該財務書類は「イーストスプリング・インベストメンツ - インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」を含んだものとなります。

純資産計算書（2025年12月31日現在）

	米ドル
資産	
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	90,657,046
申込未収金	57,954
未収利息及び未収配当金（純額）	224,971
銀行及びブローカー預け金	930,263
資産合計	91,870,234
負債	
解約未払金	47,750
未払運用報酬	44,199
未払運営・管理費用	11,149
負債合計（償還可能投資証券に帰属する純資産を除く）	103,098
希薄化調整前の純資産額	91,767,136
希薄化調整	-
希薄化調整後の純資産額	91,767,136

発行済クラスJ投資証券口数 4,204,820.588

クラスJ投資証券1口当たり純資産価格 USD 16.335

包括利益計算書

2025年12月31日に終了した事業年度	米ドル
収益	
配当金	4,104,513
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債の純損益	(269,193)
外国為替取引に係る純損益	(42,085)
純収益合計	3,793,235
費用	
運用報酬	495,927
運営・管理費用	125,937
取引コスト	195,165
その他費用	57
費用合計	817,086
費用控除後利益（損失）	2,976,149
金融費用（償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増減を除く）	

銀行利息（純額）	9,572
分配後・税引前利益（損失）	2,985,721
源泉税	(821,167)
為替換算前の償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増減額（運用による）	2,164,554
為替換算後の償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増減額（運用による）	2,164,554
金融費用	(2,164,554)
当期純利益*	-

* IFRSに基づき、償還可能投資証券は負債として分類されており、その増減額は金融費用として包括利益計算書に認識されている。IFRSの定義上、当サブ・ファンドには資本持分保有者が存在しないことから、当期純利益は計上されていない。なお、包括利益計算書に表示されている分配後・税引前利益（損失）は、負債保有者および資本持分保有者の双方に帰属する利益を示すものである。

償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2025年12月31日に終了した事業年度	米ドル
期首の償還可能投資証券保有者に帰属する純資産額	90,253,036
資本金の変動	
投資証券の発行	18,903,035
投資証券の解約	(19,553,489)
投資証券取引による純増減額	(650,454)
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の増減額（運用による）	2,164,554
期末の償還可能投資証券保有者に帰属する純資産額	91,767,136

投資有価証券明細表（2025年12月31日現在）
（米ドル表示）

銘柄	数量	通貨	評価金額	対純資産比率(%)
投資信託				
Ireland				
BlackRock ICS US Treasury Fund	10	USD	10	0.00
投資信託合計			10	0.00

公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡可能な有価証券

株式

Indonesia

Alamtri Resources Indonesia Tbk PT	9,488,500	IDR	1,028,446	1.12
Amman Mineral Internasional PT	10,149,500	IDR	3,906,492	4.26
Aneka Tambang Tbk	8,334,900	IDR	1,568,257	1.71
Astra International Tbk PT	13,748,600	IDR	5,505,647	6.00
Bank Central Asia Tbk PT	14,859,100	IDR	7,181,287	7.83
Bank Mandiri Persero Tbk PT	26,790,120	IDR	8,173,178	8.91
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT	17,165,172	IDR	4,484,715	4.89
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT	32,378,817	IDR	7,088,656	7.72
Bank Syariah Indonesia Tbk PT	16,310,400	IDR	2,177,542	2.37
Barito Pacific Tbk PT	19,271,612	IDR	3,781,780	4.12
BFI Finance Indonesia Tbk PT	6,817,000	IDR	285,616	0.31
Bumi Resources Minerals Tbk PT	17,383,300	IDR	1,144,355	1.25
Charoen Pokphand Indonesia Tbk PT	5,623,500	IDR	1,516,051	1.65
Cisarua Mountain Dairy PT TBK	5,853,600	IDR	1,976,941	2.15
Dayamitra Telekomunikasi PT	37,755,242	IDR	1,580,531	1.72
GoTo Gojek Tokopedia Tbk PT	906,624,500	IDR	3,472,622	3.78
Indah Kiat Pulp & Paper Tbk PT	5,690,500	IDR	2,895,041	3.16
Indofood CBP Sukses Makmur Tbk PT	5,135,600	IDR	2,517,297	2.74
Indofood Sukses Makmur Tbk PT	6,441,000	IDR	2,606,945	2.84

Indosat Tbk PT	20,555,300	IDR	2,854,435	3.11
Kalbe Farma Tbk PT	33,321,100	IDR	2,401,819	2.62
Map Aktif Adiperkasa PT	8,680,000	IDR	348,320	0.38
Mayora Indah Tbk PT	19,525,300	IDR	2,489,267	2.71
Merdeka Copper Gold Tbk PT	25,984,450	IDR	3,551,352	3.87
Mitra Adiperkasa Tbk PT	8,353,400	IDR	582,504	0.64
Mitra Keluarga Karyasehat Tbk PT	13,350,700	IDR	1,900,144	2.07
Perusahaan Gas Negara Tbk PT	10,227,300	IDR	1,168,901	1.27
Sumber Alfaria Trijaya Tbk PT	33,339,900	IDR	3,939,136	4.29
Telkom Indonesia Persero Tbk PT	40,941,100	IDR	8,529,759	9.30
			90,657,036	98.79
株式合計			90,657,036	98.79
投資総額			90,657,046	98.79
その他資産			1,110,090	1.21
純資産			91,767,136	100.00

イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）の状況

① 貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	第23期 (2025年 2月25日現在)	第24期 (2026年 2月25日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		11,030,987	15,163,561
国債証券		745,120,495	735,750,375
未収利息		3,891,485	4,013,829
流動資産合計		760,042,967	754,927,765
資産合計		760,042,967	754,927,765
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		210,898	209,624
未払委託者報酬		632,626	628,836
その他未払費用		99,000	98,915
流動負債合計		942,524	937,375
負債合計		942,524	937,375
純資産の部			
元本等			
元本		733,468,206	737,203,226
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		25,632,237	16,787,164
（分配準備積立金）		129,462,161	137,546,448
元本等合計		759,100,443	753,990,390
純資産合計		759,100,443	753,990,390
負債純資産合計		760,042,967	754,927,765

② 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区 分	注記 番号	第23期 自 2024年 2月27日 至 2025年 2月25日	第24期 自 2025年 2月26日 至 2026年 2月25日
		金 額	金 額
営業収益			

受取利息	9,563,225	9,895,517
有価証券売買等損益	△24,064,900	△17,092,870
営業収益合計	△14,501,675	△7,197,353
営業費用		
支払利息	878	-
受託者報酬	417,039	417,417
委託者報酬	1,250,982	1,252,147
その他費用	99,000	98,915
営業費用合計	1,767,899	1,768,479
営業利益又は営業損失（△）	△16,269,574	△8,965,832
経常利益又は経常損失（△）	△16,269,574	△8,965,832
当期純利益又は当期純損失（△）	△16,269,574	△8,965,832
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,155	82
期首剰余金又は期首欠損金（△）	39,261,019	25,632,237
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,692,712	129,086
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	2,692,712	129,086
剰余金減少額又は欠損金増加額	54,075	8,245
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	54,075	8,245
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25,632,237	16,787,164

③ 有価証券明細表（2026年 2月25日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第 3 5 1 回利付国債（1 0 年）	60,000,000	58,455,600	
	第 3 5 4 回利付国債（1 0 年）	59,000,000	56,806,970	
	第 3 5 9 回利付国債（1 0 年）	175,000,000	164,675,000	
	第 3 7 8 回利付国債（1 0 年）	55,000,000	52,088,850	
	第 1 3 回利付国債（3 0 年）	42,000,000	42,328,860	
	第 1 4 回利付国債（3 0 年）	66,000,000	68,330,460	
	第 8 7 回利付国債（2 0 年）	55,000,000	55,048,950	
	第 9 1 回利付国債（2 0 年）	135,000,000	136,094,850	
	第 1 1 7 回利付国債（2 0 年）	99,500,000	101,920,835	
合 計		746,500,000	735,750,375	

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 5月29日現在です。

【イーストスプリング・インドネシア株式オープン】

【純資産額計算書】

I 資産総額	5,890,193,065円
II 負債総額	57,896,141円
III 純資産総額（I－II）	5,832,296,924円
IV 発行済口数	7,537,123,926口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7738円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年5月末現在）

資本金の額	： 649.5百万円
発行する株式の総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 23,060株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構（2026年5月末現在）



*内部監査はブルーデンシヤル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・ 運用体制

投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・ 監督体制

業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、プロダクトガバナンス委員会を設置しています。

業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会が、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2026年5月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	708,902
合計	26	708,902

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,040,961	2,549,685
有価証券	10,476	73,026
前払費用	90,906	127,411
未収委託者報酬	2,959,382	2,789,948
未収入金	109,699	83,449
流動資産合計	6,211,425	5,623,522
固定資産	※1	
有形固定資産		
建物	101	51,299
器具備品	23,703	22,843
リース資産	0	0
有形固定資産合計	23,804	74,142
無形固定資産		
ソフトウェア	28,625	22,325
無形固定資産合計	28,625	22,325
投資その他の資産		
長期差入保証金	22,371	17,871
繰延税金資産	139,034	57,657
投資その他の資産合計	161,406	75,529
固定資産合計	213,835	171,996
資産合計	6,425,261	5,795,519
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	1,669,440	1,574,058
関係会社未払金	335,477	247,888
その他未払金	58,824	86,003
未払費用	15,391	12,460
未払法人税等	728,159	351,044
預り金	13,364	13,175
賞与引当金	289,349	105,286
未払消費税等	222,139	74,260
リース債務	959	399
流動負債合計	3,333,106	2,464,579
固定負債		
退職給付引当金	319,786	343,579
資産除去債務	-	53,224
リース債務	399	-
固定負債合計	320,186	396,804

負債合計	3,653,292	2,861,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,505,593	1,667,759
利益剰余金合計	1,505,593	1,667,759
株主資本合計	2,771,968	2,934,134
純資産合計	2,771,968	2,934,134
負債・純資産合計	6,425,261	5,795,519

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,668,416	9,946,958
その他営業収益	349,230	414,639
営業収益合計	10,017,646	10,361,597
営業費用		
支払手数料	5,227,756	5,421,641
広告宣伝費	72,486	77,517
調査費	291,780	369,697
委託調査費	705,794	661,322
委託計算費	109,937	116,633
通信費	7,710	7,678
諸会費	4,573	5,624
営業費用合計	6,420,040	6,660,115
一般管理費		
役員報酬	145,762	130,809
給料・手当	590,464	647,240
賞与	235,551	119,677
交際費	2,777	4,505
旅費交通費	18,903	19,223
租税公課	45,945	47,683
不動産賃借料	122,366	117,897
退職給付費用	65,662	64,748
減価償却費	6,809 ※1	14,589
採用費	4,148	21,415
専門家報酬	15,233	23,274
業務委託費	38,398	41,313
敷金の償却	4,909	4,500
諸経費	131,819	99,176
一般管理費合計	1,428,752	1,356,055
営業利益	2,168,853	2,345,425
営業外収益		
受取利息	84	1,730
受取配当金	12	607
有価証券売却益	562	27
有価証券評価益	-	2,905
雑収入	27	19
営業外収益合計	685	5,290
営業外費用		
有価証券評価損	630	-
為替差損	23,379	8,703
営業外費用合計	24,010	8,703
経常利益	2,145,529	2,342,013
税引前純利益	2,145,529	2,342,013
法人税、住民税及び事業税	735,366	694,470
法人税等調整額	5,676	81,376
法人税等合計	741,042	775,846
当期純利益	1,404,486	1,566,166

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	631,107	1,897,482	1,897,482
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 530,000	△ 530,000	△ 530,000
当期純利益	—	—	1,404,486	1,404,486	1,404,486
当期変動額合計	—	—	874,486	874,486	874,486
当期末残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	1,505,593	2,771,968	2,771,968
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 1,404,000	△ 1,404,000	△ 1,404,000
当期純利益	—	—	1,566,166	1,566,166	1,566,166
当期変動額合計	—	—	162,166	162,166	162,166
当期末残高	649,500	616,875	1,667,759	2,934,134	2,934,134

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 18年

器具備品 4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計上の見積りの変更）

資産除去債務の計算方法に係る見積りの変更

当社の本社オフィスの不動産賃貸借契約による退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、当事業年度に入手しました原状回復工事概算額に基づき、原状回復費用の見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。これは、当事業年度において原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当事業年度において資産除去債務を53,224千円計上しております。

（貸借対照表関係）

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

	前事業年度末 (2024年12月31日)	当事業年度末 (2025年12月31日)
建物	113,365 千円	115,340 千円
器具備品	61,871 千円	67,246 千円
リース資産	5,234 千円	5,234 千円
計	180,471 千円	187,820 千円

（注）上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

※1. 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
有形固定資産	3,934 千円	8,289 千円
無形固定資産	2,874 千円	6,299 千円
計	6,809 千円	14,589 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度 期首株式数	前事業年度 増加株式数	前事業年度 減少株式数	前事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024/3/22 定時株主総会	普通株式	530,000	利益剰余金	22,983	2023/12/31	2024/3/22

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-------	-----------------	-----	-------

2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24
---------------------	------	-----------	-------	--------	------------	-----------

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	23,060株	-	-	23,060株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025/3/24 定時株主総会	普通株式	1,404,000	利益剰余金	60,884	2024/12/31	2025/3/24

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026/3/23 定時株主総会	普通株式	1,566,000	利益剰余金	67,909	2025/12/31	2026/3/23

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	10,476	10,476	-
長期差入保証金	22,371	21,971	△ 401

当事業年度末（2025年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	73,026	73,026	-
長期差入保証金	17,871	17,461	△ 410

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,040,961	-	-	-
未収委託者報酬	2,959,382	-	-	-
未収入金	109,699	-	-	-
長期差入保証金	-	22,371	-	-
合計	6,110,042	22,371	-	-

当事業年度末（2025年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,549,685	-	-	-
未収委託者報酬	2,789,948	-	-	-
未収入金	83,449	-	-	-
長期差入保証金	-	17,871	-	-
合計	5,423,083	17,871	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券	-	10,476	-	10,476
資産計	-	10,476	-	10,476

当事業年度末（2025年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券	-	73,026	-	73,026
資産計	-	73,026	-	73,026

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

前事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期差入保証金	-	21,971	-	21,971
資産計	-	21,971	-	21,971

当事業年度末（2025年12月31日）

(単位:千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期差入保証金	-	17,461	-	17,461
資産計	-	17,461	-	17,461

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(有価証券関係)
売買目的有価証券

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	△ 630千円	2,905千円

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

使用見込期間を不動産賃貸借契約の残存期間2年と見積り、割引率は1.167%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	- 千円
見積りの変更による増加額	53,173 千円
時の経過による調整額	51 千円
期末残高	53,224 千円

当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当社の本社オフィスの不動産賃貸借契約による退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、当事業年度に入手しました原状回復工事概算額に基づき、原状回復費用の見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。これは、当事業年度において原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当事業年度において資産除去債務を53,224千円計上しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
退職給付引当金期首残高	280,216 千円	319,786 千円
退職給付費用	75,149 千円	74,235 千円
退職給付の支払額	△ 35,579 千円	△ 50,442 千円
退職給付引当金期末残高	319,786 千円	343,579 千円

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	65,662 千円	64,748 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	69,252	11,568
退職給付引当金損金算入限度超過額	97,918	105,204
未払費用否認額	25,488	17,368
未払事業税	35,905	18,934
株式報酬費用	2,472	5,493
資産除去債務	28,866	46,542
減損損失	4,922	1,381
有価証券評価損	450	-
その他	505	426
繰延税金資産小計	265,782	206,919
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△ 126,748	△ 148,640
評価性引当額小計	△ 126,748	△ 148,640
繰延税金資産合計	139,034	58,278
繰延税金負債		
有価証券評価益	-	△ 620
繰延税金負債合計	-	△ 620
繰延税金資産の純額	139,034	57,657

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84%
住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	4.44%
繰越欠損金の利用	△ 1.34%
その他	△ 0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.54%

当事業年度(2025年12月31日)

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.31%
住民税均等割	0.04%
評価性引当額の増減	1.06%
その他	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.13%

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	146百万米 ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の 委託 情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	4,149	未払金	3,478
							業務委託	25,432	未払金	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注1)	347,593	未収入金	108,409
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム 関連契約	委託調査費の支払(注2)	635,211	未払金	131,295
							委託計算費の支払(注2)	50		
							情報関連費の支払	29,228	未払金	165,774
							業務委託	117,686		
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の支払	2,183	未払金	-
							業務委託	24,032	未払金	12,058

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	146百万米ドル	持株会社	被所有 間接100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の支払	5,131	未払金	752
							業務委託	32,511	未払金	5,927

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万シンガポールドル	投資運用業	なし	サービス契約	その他営業収益の受取(注1)	414,639	未収入金	82,976
						調査業務の委託 管理業務の委託 情報システム 関連契約 役員の兼任	委託調査費の支払(注2)	595,775	未払金	79,993
							情報関連費の支払	33,582	未払金	157,659
							業務委託	182,205		
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・プライベートリミテッド	シンガポール	2シンガポールドル	サービス業	なし	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の支払	3,961	未払金	3,556
							業務委託	23,835	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当社の収益構成は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
委託者報酬	9,668,416 千円	9,946,958 千円
その他営業収益	349,230 千円	414,639 千円
計	10,017,646 千円	10,361,597 千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	(単位:千円)		
	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	9,668,416	349,230	10,017,646

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	(単位:千円)		
	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	9,946,958	414,639	10,361,597

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	(単位:千円)	
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	3,065,141	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	2,979,316	投資運用業

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	(単位:千円)	
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	3,337,535	投資運用業
イーストスプリング・インド株式オープン	2,960,514	投資運用業

(注) 個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	120,206円79 銭	127,239円15 銭
1株当たり当期純利益金額	60,905円75 銭	67,917円1 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	1,404,486 千円	1,566,166 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	1,404,486 千円	1,566,166 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2026年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
池田泉州T T証券株式会社	1,250百万円	
今村証券株式会社	857百万円	
S M B C日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社S B I証券	54,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	

岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社 ^{※1}	3,000百万円 (2026年8月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
香川証券株式会社	555百万円	
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円 (2025年12月末現在)	
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
十六T T証券株式会社	3,000百万円	
中銀証券株式会社 ^{※1}	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
とちぎんT T証券株式会社	1,001百万円	
西日本シティT T証券株式会社	3,000百万円	
西村証券株式会社	500百万円	
野村証券株式会社 ^{※1}	10,000百万円	
八十二証券株式会社 ^{※1}	3,000百万円	
浜銀T T証券株式会社	3,307百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
ほくほくT T証券株式会社	1,250百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
明和証券株式会社 ^{※1}	511百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社あおぞら銀行 ^{※1}	125,966百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社東京スター銀行 ^{※1}	26,000百万円	
株式会社広島銀行	70,000百万円	
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	
株式会社北都銀行 ^{※1}	12,500百万円	
株式会社北海道銀行 ^{※1}	93,524百万円	
株式会社北國銀行	27,284百万円	
株式会社三井住友銀行 ^{※1}	1,771,093百万円	

※1 新規のお申込みの取扱いはありません。

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3 【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2026年 2月12日	有価証券届出書
2026年 2月12日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 稲葉 宏和

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 高見 昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インドネシア株式オープン（2025年11月13日から2026年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インドネシア株式オープンの2026年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。